

本渡北地区振興会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は本渡北地区振興会と称す。

(事務所)

第2条 本会の事務局を「今釜町10番43号、本渡北コミュニティセンター」内に置く。

(目的)

第3条 本会は地域の活性化及び住民主体のまちづくりを推進し、住民自治の充実強化と自治組織の向上を図り、新たな地域コミュニティを創造するとともに自立した住民自治体制による民主的な明るい地域づくりを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、地域づくりについての協議・運営及び地域課題の解決に向けて取り組んでいくとともに、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公民館活動及び各種地域行事に関する事業
- (2) 住民への各種情報の発信に関する事業
- (3) 地域の将来ビジョンの策定に関する事業
- (4) 男女共同参画の推進・人権学習に関する事業
- (5) 福祉活動に関する事業
- (6) 地域で子どもを育む意識の醸成、健全育成や非行防止に関する事業
- (7) 健康づくり活動に関する事業
- (8) スポーツ・レクリエーションに関する事業
- (9) 防犯・防災に関する事業
- (10) 交通安全に関する事業
- (11) 環境美化に関する事業
- (12) ごみ減量リサイクルの推進に関する事業
- (13) その他、目的達成に必要な事業

第2章 組 織

(会員)

第5条 本会の会員は、本渡北地区地域住民等とし、本会の趣旨に賛同する者とする。

(部会)

第6条 本会は、第3条の目的達成のため、次の各部会を設け、その部会において事業計画、企画立案を行うとともに、事業活動を積極的に実施する。

- (1) 自治会活動部会
- (2) 青少年育成部会
- (3) 健康福祉部会
- (4) 環境防災部会
- (5) 地域づくり部会

2 部会の構成・活動方針・事業内容は別紙1のとおりとする。

- 3 各部の構成員は、各団体（別紙2）から選出された者とする。
- 4 各部会に事務局を置き、構成員の互選により部会長1名、副部会長 数名、事務局員数名を選出し、事業活動を積極的に推進する。
- 5 部会の会議は、部会長が招集し、議長を務め、次の事項を協議する。
 - （1）部会の年間活動計画・活動報告に関する事項
 - （2）部会の予算・決算に関する事項
 - （3）各部会の連絡調整に関する事項
 - （4）その他部会活動促進のため必要とする事項

（役員）

第7条 本会に次の役員を置く。

理事 12名 監事 2名 事務局 1名

（役員を選出）

第8条 本会の役員は、各種団体の長を理事とし、理事のうち1名を会長に、2名を副会長に役員会で選出し、総会で承認する。但し、監事は会長が任命し、事務局員はコミュニティ主事を充てる。

（職務）

第9条 本会の役員の職務は次のとおりとする。

- （1）会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- （2）副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代行する。
- （3）理事は、役員会に提出された会務の審議を行う。
- （4）監事は、本会の会計及び業務の執行状況を監査し、総会に報告する。
- （5）事務局は、会長より委任された業務を遂行するとともに、会の会計を執行する。

（役員の任期）

第10条 役員の任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。

- 2 任期中に役員が交代した場合、交代した役員の任期は前任者の残任期間とする。

（顧問）

第11条 本会に顧問（学識経験者など若干名）を置くことができる。

- 2 顧問は、会長の招聘により会議に参加する。

第3章 会 議

（会議）

第12条 本会の会議は、総会、役員会とし、会長がこれを招集する。

（総会）

第13条 総会は、本会の役員、各種団体から1名並びに区長をもって構成し、本会の決議機関として毎年1回開く。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- 2 総会の議長は出席者の中から選出し、議事は出席者の過半数で決定する。
- 3 総会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - （1）規約、規則及び規定等の制定・改廃に関する事
 - （2）事業計画・事業報告に関する事
 - （3）予算及び決算、監査報告に関する事
 - （4）振興会の役員の承認に関する事
 - （5）その他振興会の運営に関し、必要と認められる事項

(役員会)

第14条 役員会は、監事を除く役員で構成し、次の事項を審議する。

- (1) 年間事業計画策定に関する事項
- (2) 予算・決算の作成及び予算の更正に関する事項
- (3) 規約・規則及び規定等の制定・改廃に関する事項
- (4) 各部会の事業計画・事業報告に関する事項
- (5) 各部会活動の支援及び助言に関する事項
- (6) 行政機関等にかかわる案件の処理及び実行を促進する事項
- (7) その他協議会運営に必要とみとめられる事項

2 会長が必要と認めるときは、各団体の代表者に参加を要請し、役員会を行なうことが出来る。

第4章 会 計

(経費)

第15条 本会の経費は、各区に加入する世帯数に応じて負担する会費及び市からの助成金並びに、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第5章 付 則

(付則)

第17条 本規約は、平成18年1月30日より施行する。

本規約は、平成19年4月18日より施行する。

本規約は、平成20年4月18日より施行する。